

オレンジ通信

No.
114

発行日：平成30年8月1日
編集＆発行：梯橋一吉工務店
工事支援課
電話：087-861-5470
HP：<http://www.tatibanakk.jp>

マイホームのお手入れカレンダー

8月

台風到来の前に

住まいにとって8月は、台風が来る危険な季節。その到来に備えて準備を整えなければなりません。まずは、家のまわりや庭、バルコニーなどを見て回り、強風に飛ばされそうなものがないか確認。鉢植えの花などは屋内に片付けるか、固定しておきます。雨樋、排水溝のゴミのチェック、門扉のガタツキなど家族みんなで確認、清掃しましょう。

9月

「夏」の後片付け

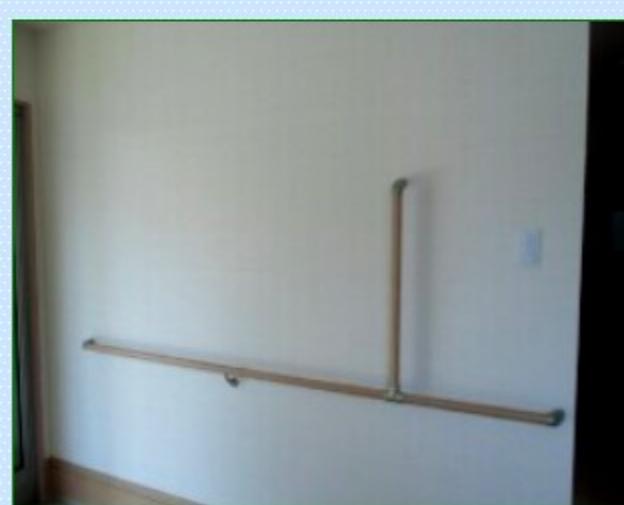
台風の後に、家のまわりの被害を確認し、早めに修理しましょう。夏の間働いてくれたエアコン、室外機など冷暖房機や網戸などを点検し、メンテナンスをして、片付けましょう。また、9月1日は「防災の日」。災害対策を家族で話し合い、準備しておきましょう。

工事だより

T様邸新築工事

完成間近です。

社内検査を受けました。



ご家族に高齢の方がいらっしゃるので玄関にはイスと手すり、部屋の中、廊下にも手すりを付けました。トイレも廊下と部屋の中と二か所から入れるようにしました。玄関までスロープを付ける予定があり、家の中も外もバリアフリーになっていきます。

6月におきた大阪地震ニュース等で報道されているブロック塀の安全性確認について、高松市のホームページに「自分で出来る簡易チェックポイント」（別紙参考）が掲載されていますので、まずは、目で見て分かる部分について、塀の安全性をチェックしてみましょう。

ブロック塀は、建築基準法では「補強コンクリートブロック造の塀」といい、地震の際に倒壊しないように高さや構造の方法について、基準が決まっています。

【建築基準法施工令】

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ一・二メートル以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、二・二メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、十五センチメートル（高さ二メートル以下の塀にあっては、十センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十分センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ三・四メートル以下ごとに径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの五分の一以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の四十倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、三十五センチメートル以上とし、根入れの深さは三十センチメートル以上とすること。

もし、ご自宅・事業所のブロック塀を取り壊して、生垣にしたいという方は、要件を満たせば「高松市緑化事業助成制度」の助成金を受けられます。

ご自宅であれば、「生垣設置事業」の助成金対象となります。要件は次の通りです。

【対象地域】居住誘導区域・都市機能誘導区域(都市再生特別措置法第81条第2項第2号又は第3号に規定する区域)

【対象者】対象地域内に敷地を所有する高松市民(市税の滞納がないこと)

【交付の要件】(すべて満たすこと)

- (1)公衆用道路に面して延長2メートル以上設置するもの。
- (2)樹木は高さが50センチメートル以上の常緑樹を1メートル当たり2本以上植えるもの。
- (3)生垣をブロック塀その他通風の悪い構造物の内側に設置する場合又は石垣等でかさ上げする場合は、構造物等の高さは1メートル以下とすること。

※市内は、既存のブロック塀等を撤去等して生垣を設置する場合、対象となる。

【助成金額】次のアからウまでに掲げる額のいずれか少ない額

- ア 植栽工事費(樹木購入費、土壌改良経費その他植栽のために必要な経費をいう。)の合計額に3分の2を乗じて得た額
- イ 生垣の総延長のメートル数(1メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)に5,000円を乗じて得た額。ただし、既存のブロック塀等を取り壊して生垣を設置する場合は、当該額に取り壊した既存のブロック塀等の長さ1メートルにつき2,500円を乗じて得た額を加算して得た額とする。
- ウ 15万円

※100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

※助成金の交付は、対象となった敷地について1回限り。

事業所（店舗、事務所）であれば、「環境保全緑化事業」の助成金対象となります。

知っ得情報 2

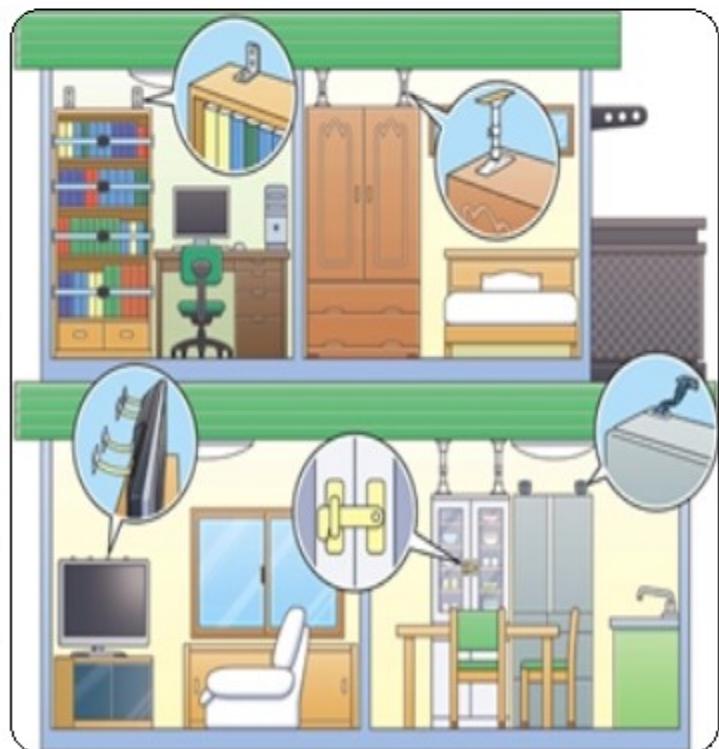
災害に対する備え

9月1日は防災の日です。最近の異常気象により、私たちはさまざまな災害に備えなければなりません。首相官邸のホームページより「災害に対するご家庭での備え～これだけは準備しておこう！～」をご紹介します。ご家族で話し合いをしてみてはいかがでしょう。

○家具の置き方、工夫していますか？

- ・家具が転倒しないよう、家具は壁に固定しましょう。
- ・寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう。置く場合も、なるべく背の低い家具にするとともに、倒れた時に出入り口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。
- ・手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを備えてきましょう。

家 具	固 定 の 仕 方
タンス	床側をストッパーなどで固定し、天井側はポール式器具で固定する
食器棚	L字型金具やワイヤーなどで壁に固定し、開き戸には開かないように留め金を付ける
本 棚	L字型金具やワイヤーなどで壁に固定し、重い本は下の段に
テ レ ビ	粘着マットを敷いて転倒を防ぐとともに、機器の裏側をワイヤーなどで壁やテレビボードに固定する
冷 蔵 庫	裏側をワイヤーなどで壁に固定する
窓ガラス	強化ガラスに替えたり、飛散防止フィルムを張ったりする



○食料・飲料などの備蓄、十分ですか？

■ 食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例（人数分用意しましょう）

- ・飲料水 3日分（1人1日3リットルが目安）
 - ・非常食 3日分の食料として、ご飯（アルファ米など）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど
 - ・トイレットペーパー、ティッシュペーパー・マッチ、ろうそく・カセットコンロなど
- ※大規模災害発生時には、「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。
- ※飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。

○非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？

■ 非常用持ち出しバッグの内容の例（人数分用意しましょう）

- ・飲料水
- ・食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- ・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ・ヘルメット、防災ずきん・マスク・軍手・懐中電灯
- ・衣類・下着・毛布、タオル・携帯ラジオ、予備電池
- ・携帯電話の充電器・使い捨てカイロ・ウェットティッシュ
- ・洗面用具・携帯トイレ

※乳児のいるご家庭は、ミルク・紙おむつ・ほ乳びんなども用意しておきましょう。



○ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか？

■ 災害用伝言ダイヤル

- ・局番なしの「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。
- ※一般加入電話や公衆電話、一部のIP電話からご利用できます。
- ※携帯電話・PHSからもご利用できます。

